

答 申 の 概 要

件 名	「 の小学校当時の担任が作成し、児童相談所に提供した の学校での様子」の非開示決定に対する異議申立て（諮問第5号）		
本件対象個人情報	「 の小学校当時の担任が作成し、児童相談所に提供した の学校での様子」		
主な非開示理由	条例第21条第3項（保有個人情報不存在）		
実施機関	知事（中央児童相談所）		
異議申立人	の法定代理人		
諮問年月日	平成17年2月16日	答申年月日	平成17年6月28日
主な論点	本件対象個人情報は存在するか。「存在しない」とする実施機関の主張は合理的なものといえるか。		

審査会の結論

静岡県知事が保有個人情報の不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

審査会の判断

1 児童相談所について

児童福祉法（以下「法」という。）は、第2条において「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定するとともに、第12条第1項において「都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。」としている。そして、本県においては静岡県児童相談所設置条例の規定に基づき、実施機関の内部組織として児童相談所を置くこととしている。

また、法第12条第2項は「児童相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として前条第1項第1号に掲げる業務及び同項第2号口からホまでに掲げる業務を行うものとする。」と規定し、法第11条第1項第1号で「前条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと」、同項第2号口で「児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。」、同項第2号ハで「児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。」、同項第2号ニで「児童及びその保護者につき、八の調査又は判定に基づいて必要な指導を行なうこと。」、同項第2号ホで「児童の一時保護を行うこと。」を具体的業務として掲げている。これらの規定に基づき、児童相談所は、児童に関する諸般の相談を受け付け、専門的見地から総合的な調査、診断、判定（総合診断）を行い、これに基づいて定めた処遇方針により、児童等に最も効果的で、かつ、一貫した処遇を提供する相談援助活動を行っている。

2 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、異議申立人の子 を本人とする「 の小学校当時の担任が作成し、児童相談所に提供した、 の学校での様子」である。

3 本件対象個人情報の存否について

異議申立書によれば、異議申立人が平成 年当時、実施機関の担当職員から の不登校に係る調査結果の報告を受けた際、当該職員が持っていた書類の中に本件対象個人情報があったのを見たことと記憶しており、本件対象個人情報が存在するはずである旨主張する。

ところで、当審査会において、既に異議申立人に開示されている に係る「面接記録」を見分したところ、当該記録には、実施機関の担当職員が異議申立人と面接を行った際の状況についての詳細な記述が認められるところである。このうち、「面接記事」欄には、当該面接時に担当職員が異議申立人と「学校児童票」を参照しながら面接、指導を行った旨が記述されており、逆に本件対象個人情報の存在をうかがわせるような記述は存在しなかった。

また、実施機関は、対象児童の学校での状況に係る情報については、一般的に「学校児童票」によってのみ取得することとしており、例外的に「学校児童票」により当該情報を十分に取得できないときには、必要に応じて随時電話連絡によって取得するのが事務処理の通例である旨説明するが、これは特段不合理な説明ではない。

さらに、実施機関において、異議申立ての理由を踏まえて再度、当時の文書収発簿を確認するとともに、担当職員への聞き取り調査を実施したが、その結果、文書収発簿には本件対象個人情報に関する記録はなく、また、担当職員も本件対象個人情報の存在を否定している、とのことである。

これに対し、異議申立人からはその主張を裏付ける具体的な証言や証拠なども示されなかった。

以上を踏まえて判断すると、本件対象個人情報について、不存在を理由に非開示とした実施機関の決定には合理性があると認められる。